

## 令和3年度 事業報告

自 令和3年4月1日 ～ 至 令和4年3月31日

### I 概況

公益社団法人新津法人会の令和3年度の事業活動は、令和2年度に続きコロナ禍の中での活動となり、一部中止や延期、規模の縮小などを余儀なくされた事業もありましたが令和3年度事業計画に則り、新型コロナウイルスの感染拡大防止に留意しながら1年を通じて税知識の普及、納税意識の高揚に努め、税制・税務に関する提言を行い、もって適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与すると共に、地域企業と地域社会の健全な発展に貢献することを目的とした事業を行いました。

事業の実施に当たっては、法人会の原点である「税」に関する活動に軸足を置きながら、社会貢献活動にも積極的に取り組み、企業の発展、地域の活性化に寄与するための諸施策に取り組みました。

主な事業活動は以下のとおりです。

#### 【公益関係】

税を巡る諸環境の整備改善等を図る事業として、新型コロナウイルスの感染状況を見据えながら徹底した感染拡大防止策を講じて「法人税・消費税の申告説明会」を開催し、公益性を高めるため、会員のみならず一般市民にも参加していただきました。

租税教育活動では、小・中学生を対象にした「租税教室」、小学生を対象とした「絵はがきコンクール」、また一般市民を対象にした「税金クイズ」を実施し、税金の果たす役割や、その大切さについて考える機会を提供しました。

税の広報活動として、会報の発行やホームページによる広報を実施いたしました。

税制改正提言事業では、今後の望ましい税制のありかたについて、建設的な税制提言活動を実施しました。

地域の経済社会環境の整備・改善等を図るための事業としては、新型コロナウイルスの感染状況を見据えながら徹底した感染防止策を講じて講演会を開催し、会員・非会員を問わず参加していただきました。その際、参加者からタオルの寄付を募り、社会福祉施設へ寄贈しました。

#### 【共益関係】

組織の強化・充実、広報活動、青年部・女性部の充実のための事業、また前年に引き続き「想いをつないで50年『会員企業を守りたい』」キャンペーンなどの会員の福利厚生に資する事業を積極的に推進しました。

#### 【管理関係】

公益法人制度改革を踏まえ、諸規程の整備や諸会議及び事業活動態勢の確立等管理運営に努めました。

## II 公益関係

### [1] 税を巡る諸環境の整備改善事業

#### (1) 税に関する研修・セミナー事業

##### ① 各研修会・セミナー事業

#### 項目別研修会開催状況

テーマ	実施回数	参加人数	講師名
法人税・消費税の申告説明会	5回	78名	新津税務署担当官
新設法人税務研修会	1回	4名	新津税務署担当官
消費税インボイス制度について	1回	5名	新津税務署上席官 渡邊善幸氏
年末調整説明会及びインボイス制度説明会	3回	64名	新津税務署担当官
相続税について（最近の裁判事例から）	1回	40名	新津税務署署長 小野弘光氏
合計	9回	191名（内、非会員46名）	

※ 税法・税務関連の各種テキスト等を、研修会などの開催時に会員及び一般市民に配布しています。

#### 研修用教材等の作成・配布

- ① 令和3年度版 税制改正のあらまし 速報版
- ② 令和3年度 税制改正のあらまし
- ③ 令和3年度 会社の決算・申告の実務
- ④ 令和3年度版 会社取引をめぐる税務Q&A
- ⑤ 令和3年度版 源泉所得税実務のポイント
- ⑥ 令和3年分 会社役員のための確定申告実務ポイント
- ⑦ 源泉所得税の改正のあらまし
- ⑧ 契約書や領収書と印紙税
- ⑨ 適格請求書当保存方式の概要
- ⑩ 年末調整実務のポイント
- ⑪ 消費税インボイス制度Q&A—令和3年10月からの登録申請に対応！—
- ⑫ 令和3年版 中小企業経営者のためのウィズコロナに勝ち残る!! 税務&補助金&金融ガイド
- ⑬ 相続税に負けない! とっておきの相続・事業承継成功のツボ
- ⑭ 成功する! 会社業務のデジタル化
- ⑮ 基礎からわかるインボイス
- ⑯ 自主点検チェックシート・ガイドブック
- ⑰ E-Tax がより便利になりました!
- ⑱ 〈インボイス制度〉登録申請手続は、e-Tax をご利用ください。
- ⑲ 国税の納付は、簡単・便利なダイレクト納付をご利用ください。
- ⑳ 従業員の個人住民税は 特別徴収して納めましょう!

## ② インターネットセミナー（オンデマンド）の提供

法人会では新しい研修会の形態として24時間いつでも無料でご覧いただけるインターネットセミナーの提供を行っており、税務・経営・労務・健康等広範囲の内容で多彩な講師陣を揃え、多数の方にご利用いただいております。

今年度のアクセス回数は以下の通りとなりました。

### 【月別利用状況】

令和3年度(月)	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
アクセス数	392	264	431	407	414	325	305	317	351	359	482	328	4,375
一般利用	4	8	9	8	8	7	6	11	6	9	7	10	93
会員利用	41	36	43	46	53	60	54	64	67	59	55	38	616

## (2) 租税教育活動

公益法人として、「租税教育活動」に積極的に取り組みました。

### ① 租税教室

小学生・中学生を対象に、税の重要性を正しく理解し関心を持ってもらうため、青年部を中心に「租税教室」を開催しました。児童・生徒に楽しく学んでもらえるよう、1億円のレプリカを用いるなど様々な工夫を凝らし、消毒液、使い捨て手袋の用意、マスク着用、検温をするなど、感染拡大防止策を徹底した上で実施しました。

事業	開催場所	出席者数
租税教室	五泉市立愛宕小学校	47名 青年部1名
	新潟市立新津第三小学校	125名 青年部・事務局2名
	新潟市立小須戸中学校	80名 女性部・事務局5名

### ② 税の啓発用資料等配布 実施状況

親会 青年部	署管区内中学校1年生又は3年生 5校 467名	税の啓発テキスト「タックスフロントとけんたくん」、法人会ロゴ入りクリアファイル、蛍光ペン ウェットティッシュ、メモ帳
親会 女性部	署管区内小学校6年生 23校 1,054名	税のマンガ本「おじいさんの赤いつぼ」、法人会ロゴ入りクリアファイル、蛍光ペン、ウェットティッシュ、メモ帳、「税の絵はがきコンクール」応募チラシ

### ③ 新津税務署管内各協議会総会に出席

開催日	名 称	出席者
令和 3. 5. 26	新津税務署管内 租税教育推進連絡協議会 総会	1名
令和 3. 5. 26	新津税務署管内 税務協力団体協議会 総会	1名

### ④ 税に関する絵はがきコンクール

女性部を中心に「第10回 税に関する絵はがきコンクール」を開催いたしました。  
 小学6年生の児童を対象に、租税教室等を通じ「税の大切さ、役割」を学んでもらい、その知識や感想を「絵はがき」にすることで、理解をより深めてもらうことが目的です。  
 令和3年度は、8校から237作品の応募があり、その中から、新津税務署長賞、金賞、銀賞、銅賞、けんた君賞を選定し、賞品を添えて表彰いたしました。

### ⑤ 研修会等

開催日	名 称	出席者
令和 3. 5. 17	租税教育講師養成研修	青年部・事務局 2名
令和 3. 10. 8	租税教育講師養成研修	青年部・事務局 2名
令和 3. 6. 15	租税教室見学 五泉市立五泉小学校	青年部 1名
令和 3. 6. 22	〃 五泉市立大蒲原小学校	青年部 1名
令和 3. 11. 24	〃 新潟市立新津第一小学校	青年部 1名
令和 3. 12. 15	〃 新潟市立小合小学校	青年部・事務局 3名

## (3) 税の広報活動

### ① 新津法人会会報「法人会だより」及び全法連機関誌「ほうじん」の配布

会報配布	会報「ほうじん新津」	年2回	各 1,100部
機関誌配布	「ほうじん」(季刊誌)	年4回	各 1,100部

### ② 税金クイズ

女性部主催の社会貢献講演会会場で、一般市民を含む参加者に税に関するクイズを出題し回答してもらうことで、楽しみながら税金について考えていただきました。  
 参加者全員には「税に関する絵はがきコンクール」入賞作品絵入りのポケットティッシュを配布しました。

### ③ e-Tax 広報

- ・法人税・消費税の申告説明会時にチラシを配布
- ・会報「ほうじん新津」に掲載

### ④ ホームページによる税の広報

国税庁の最新情報をホームページのリンクによりお知らせしています。  
 また、各種研修会の情報を掲載し、会員及び一般市民への参加を呼び掛けています。

## ⑤ 企業の税務コンプライアンスの向上

企業の内部統制の強化や経理水準の向上は、企業の成長や税務リスクの軽減のために重要です。法人会では国税庁・日税連・全法連の3者で作成したツール（自主点検チェックシート・ガイドブック）を活用し、企業の税務コンプライアンス向上に積極的に取り組みました。具体的には、法人税・消費税の申告説明会時やホームページでのツールの紹介を行いました。

## [2] 税制提言活動

### (1) 税制改正に関する提言の概要

令和3年度も「今後の望ましい税制のあり方」を基本テーマとし、国・地方を通じ徹底した行財政改革の推進と、中小企業の置かれている厳しい状況を踏まえ、中小企業の活性化に配慮した施策の提言を取りまとめました。

さらに、「税制改正に関するアンケート調査」の実施結果も併せて、4月23日付で全法連へ提出しました。

県法連がまとめた要望事項は、「資料1」(P.13)の通りです。

### 令和4年度税制改正スローガン

- ポストコロナの経済再生と財政健全化を目指し、  
税財政改革の実現を！
- 適正な負担と給付の重点化・効率化で、  
持続可能な社会保障制度の確立を！
- コロナの影響はまだ残る。  
深刻な打撃を受ける中小企業に、実行性のある対策を！
- 中小企業にとって事業承継は重要な課題。  
本格的な事業承継税制の創設を！

### (2) 要望実現のための提言活動の展開

全法連・各県連および単位会とも要望実現のための提言活動を展開し、新津法人会としては会長・税制委員長・事務局長で編成した要望団によって、令和3年11月19日、管内選出の参議院の国会議員に対し提言書を提出しました。更に地方自治体に対する要望活動として、五泉市長並びに市議会議長へ提言書を提出しました。

### (3) 法人会の税制改正要望の主な実現事項（全法連）

法人会が要望した項目のうち、改正が行われたものは、「資料2」(P.18)の通りです。

## [3] 地域の経済社会環境の整備・改善を図るための事業

### (1) 経営支援に関する研修会

新型コロナ感染拡大防止のため、年末特別講演会として1回の実施となりました。

テーマ「“免疫力を高める” 健康と食～元気に仕事をするために～」

参加人数 22名（会員18名 非会員4名）

講師 東京慈恵会医科大学付属病院 管理栄養士 赤石 定典 氏

## (2) 地域社会貢献事業

### ① 社会貢献活動特別講演会

日時 令和4年3月2日（水）

場所 秋葉区文化会館 1F 練習室

講師 フリーアナウンサー 伊勢 みずほ 氏

テーマ 「話すことは放すこと」～キャンサーギフトという生き方～

参加者 40名（会員27名 非会員13名）

タオル収集数 61本

### ② いちごプロジェクト（節電運動）の呼掛け

全法連女性部会が中心となって実施している「いちごプロジェクト（15%節電運動）」のパンフレットとうちわを、会員企業に配布したほか、商工会議所の窓口に置いてもらい一般市民へも節電を呼びかけました。

（パンフレット1,400枚・うちわ700本配布）

### ③ オリジナルキャラクターグッズの活用

新型コロナウイルス感染防止用に、オリジナルキャラクター「けんたくん」入り抗菌マスクケースとウェットティッシュを研修会・租税教育活動等の参加者に配布しました。

### ④ 今年度の福祉施設への寄贈

年間を通して研修会・講演会等の参加者や、会員・一般市民から寄付された古タオル・古切手は以下の通り福祉施設等に寄贈しました。なお、「使用済み切手」は社会福祉協議会にて換金され、その収益金は被災地支援等に活用されています。

施設名	寄贈内容	寄贈日
秋葉区社会福祉協議会	使用済み切手 4kg	令和4年3月11日
養護老人ホーム「きりん荘」	新・古タオル 400本	令和4年3月11日

## III 共益関係

### [1] 会員支援のための親睦・交流及び福利厚生に資する事業

#### (1) 組織の強化・充実

会員増強に関しては、廃業や合併等に伴う退会により、会員数は減少傾向にあります。令和3年度は会員企業の福利厚生の充実を中心として活動し、保険会社3社、青年部、女性部にも一層の協力を要請しました。また、各種研修会での一般参加者への入会勧奨など会員増強に努めました。

会員数 推移

所管法人数	会 員 数			加入率%	4年3月末
	2年12月末	3年12月末	増減数		
1,814	644	628	△16	34.6%	629

(2) 広報活動の充実

① ポスターによるPR

今年度も全法連で作成したポスター「税を味方に強い経営を。」を各種法人会の研修会場に掲示しPRに努めました。

② 「あきはび」「にいつホットステーション」の地元誌等に法人会広告を広報掲載し  
会報「ほうじん新津」と全法連機関誌「ほうじん」を公共機関の窓口に配置し、また研修会等の参加者に配布し一般市民への税知識の普及・納税意識の向上と地域社会への貢献に努めました。

(3) 部会等事業の充実

会議、研修等開催状況

部 会 名	事 業 名	開 催 数	出席者数
青 年 部	通常総会	書面決議1回	15名
	役員会等	3回	15名
	租税教育活動	3回	6名
女 性 部	通常総会	書面決議1回	31名
	役員会等	3回	21名
	租税教育活動	3回	29名

① 青年部の活動

事 業 名	実施回数	参加人数
租税教室講師養成研修に参加	2回	2名
「租税教室」実施	3回	6名
「租税教室」見学	4回	6名
第35回法人会全国青年の集い参加（佐賀大会）	1回	3名
租税教室意見交換会に出席	1回	2名

② 女性部の活動

事 業 名	実施回数	参加人数
「租税教室」参加研修	1回	2名

第15回法人会全国女性フォーラム（新潟大会）	1回	7名
第10回税に関する絵はがきコンクール審査会	1回	12名
税に関する絵はがきコンクール作品展示（秋葉区役所6階）	1回	8名
いちごプロジェクトうちわ・チラシ配布	2回	8名
社会貢献講演会「話すことは放すこと」	1回	9名
税金クイズ開催 「社会貢献講演会」会場で実施	1回	9名
老人福祉施設・社会福祉協議会へタオル・使用済切手の寄贈	2回	1名

部員数 推移

	2年3月末	3年3月末	4年3月末
青年部	15名	15名	16名
女性部	32名	30名	31名

(4) 福利厚生事業

① 福利厚生制度推進連絡協議会の開催

法人会と福利厚生制度委託保険3社との連携を密にするために協議会を開催しました。  
（令和3年10月27日）

② 保険3社の加入状況について

保険3社の加入状況（令和4年3月末日現在）

	大型保障制度	ビジネスガード	がん保険制度
加入企業数	127社	125社	156社
会員加入率	19.7%	19.62%	24.2%

(5) 会員支援事業

会員企業の経理担当職員の表彰

勤続10年以上の経理担当者で、経営者が特に推薦する人を対象に毎年1回表彰を行っています。

令和3年度は、コロナウィルス感染拡大防止のため中止となりました。

表彰の趣旨

企業の経営にとって経理と税務は極めて大きなウェイトを占めていることはいうまでもない。経理担当職員は、企業にとっては最も中枢的な部門を担当しているもので、その資質の良否が企業の伸長に直接影響するところが甚だ大きい。これら経理担当職員のうち、功労顕著な方々を表彰し、その労苦に報い、今後とも企業の発展に努力されるよう大いに期待するものである。

(6) 会員交流事業

会員と一般市民との活発な交流と親睦を深めるためのゴルフ大会を開催しています。  
令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となりました。

## IV 管理関係

### [1] 事務運営体制の確立

公益法人制度改革を踏まえ、諸規程の整備を図るとともに、法令に基づく適正な情報開示に努めました。さらにホームページを充実し、情報の発信や会活動のPRに努めました。

### [2] 諸会議等の開催状況

#### (1) 第10回通常総会

開催日 令和3年6月15日(火) 午後3時30

会場 割烹「新瀧」(五泉市村松甲2114)

出席者数 453名(委任状含む)

決議事項

第1号議案 令和2年度決算報告承認の件

第2号議案 役員選任(案)承認の件

第3号議案 その他

報告事項

##### ① 理事会承認事項

令和2年度事業報告

令和3年度事業計画

令和3年度収支予算

##### ② その他

#### (2) 理事会

##### 第1回

開催日 令和3年4月23日(金)

場所 ガーデンホテル「マリエール」(五泉市赤海1074-1)

出席者数 13名

審議議題 第1号議案 令和2年度事業報告承認の件

第2号議案 令和2年度収支決算承認の件

第3号議案 任期満了に伴う役員改選の件

第4号議案 その他

##### 第2回

開催日 令和3年10月27日(水)

場所 割烹「一楽」(新潟市秋葉区新津本町2-7-10)

出席者数 14名

審議議題 第1号議案 新役員選任(案)承認の件

第2号議案 秋の特別講演会開催の件

第3号議案 新入会員承認の件

第4号議案 その他

報告事項 ① 会員の増強について

② 事業報告について

③ 今後の各種事業について

**第3回**

開催日	令和4年3月24日(木)
場所	割烹「おぐま」(新潟市秋葉区新津本町4-14-5)
出席者数	14名
審議議題	第1号議案 令和4年度事業計画(案)承認の件 第2号議案 令和4年度収支予算(案)承認の件 第3号議案 令和4年度通常総会の日程並びに講演会について 第4号議案 新入会員承認の件 第5号議案 優良経理担当職員の表彰について 第6号議案 その他 青年部・女性部部長の理事会へのオブザーバー出席について
報告事項	① 会員の増強について ② 事業報告について ③ 令和4年度第1回理事会の開催予定について

**(3) 正副会長会議**

**第1回**

開催日	令和3年4月23日(金)
場所	ガーデンホテル「マリエール」(五泉市赤海1074-1)
審議議題	第1号議案 令和2年度事業報告承認の件 第2号議案 令和2年度収支決算承認の件 第3号議案 任期満了に伴う役員改選の件 第4号議案 その他

**第2回**

開催日	令和3年10月27日(水)
場所	割烹「一楽」(新潟市秋葉区新津本町2-7-10)
審議議題	第1号議案 新役員選任(案)承認の件 第2号議案 秋の特別講演会開催の件 第3号議案 新入会員承認の件 第4号議案 その他
報告事項	① 会員の増強について ② 事業報告について ③ 今後の各種事業について

**第3回**

開催日	令和4年3月24日(木)
場所	割烹「おぐま」(新潟市秋葉区新津本町4-14-5)
審議議題	第1号議案 令和4年度事業計画(案)承認の件 第2号議案 令和4年度収支予算(案)承認の件 第3号議案 令和4年度通常総会の日程並びに講演会について 第4号議案 新入会員承認の件 第5号議案 優良経理担当職員の表彰について

第6号議案 その他 青年部・女性部部長の理事会へのオブザーバー出席について

- 報告事項 ① 会員の増強について  
 ② 事業報告について  
 ③ 令和4年度第1回理事会の開催予定について

(4) 監事会

開催日 令和3年4月19日(月)  
 場 所 新津商工会議所3階会議室  
 内 容 令和2年度 新津法人会事業並びに収支決算監査について

(5) 委員会

事業厚生研修委員会

開催日 令和3年10月27日(水)  
 場 所 割烹「一楽」(新潟市秋葉区新津本町2-7-10)  
 議 題 1. 大同生命保険(株)取り扱い制度の説明について  
 2. AIG損害保険(株)取り扱い制度の説明について  
 3. アフラック生命保険(株)取り扱い制度の説明について

(6) 全法連・県法連会議等

年月日	件 名	出席者数	会 場
令和 3.5.26	県法連 理事会	1	ホテルイタリア軒
6.11	県法連 通常総会	6	ホテルイタリア軒
6.14	県法連 税制委員会	1	新潟ほうじん会館
7.26	県法連 厚生委員会、大型保障制度特別推進会議	2	ANAクラウンプラザホテル新潟
8.30	全法連 新任事務局長セミナー	1	WEBセミナー
10.28	県法連 事務局会議並研修会	2	ANAクラウンプラザホテル新潟
12.1	局法連事務局担当者研修会	2	WEBセミナー
12.3	県法連 年末特別講演会(辛坊治郎氏)	7	ホテルイタリア軒
令和 4.2.15	国税局幹部との協議会	1	ANAクラウンプラザホテル新潟
2.15	県法連 理事会	1	〃
2.15	全法連 税制セミナー	1	WEBセミナー
3.4	全法連 事務局セミナー	2	WEBセミナー

(7) その他の関係会議等

年月日	件 名	出席者数	会 場
令和 3.5.26	新津税務署管内 税務協力団体協議会 総会	1	新津地区市民会館
5.26	新津税務署管内 租税教育推進協議会 総会	1	新津地区市民会館
6.25	新津商工会議所 通常総会	0	割烹一楽(来賓招致せず)
	新津税務署管内 青色申告会連合会 通常総会		中止

	新津税務署管内 税務協力団体協議会 役員会		中止
	納税貯蓄組合連合会「税についての作文」審査会		中止
	新津税務署管内 令和3年度納税表彰式		中止
	新津商工会議所 新春賀詞交換会		中止

## V 功勞者表彰受賞者

《令和3年度 全法連功勞者表彰》

公益社団法人新津法人会 理事 阿部 信幸 氏

《令和3年度 新潟県連功勞者表彰》

公益社団法人新津法人会 理事 瀧澤 修 氏

公益社団法人新津法人会 理事 茂野 一弘 氏

《令和3年度 新津税務署長表彰》

公益社団法人新津法人会 青年部 部長 石川 史嗣 氏

公益社団法人新津法人会 前女性部 部長 鈴木 眞由美 氏

《令和3年度 新津法人会 役員功勞感謝状》

公益社団法人新津法人会 田部 一男 氏

《令和3年度 e-Tax 推進表彰単位会》

公益社団法人 新津法人会

# 令和4年度税制改正要望事項

一般社団法人 新潟県法人会連合会  
公益社団法人 新潟法人会

## 総論

### 第一 はじめに

新型コロナウイルスの感染拡大で、戦後最大ともいふべき危機に直面し、需要が一気に冷え込み、経済社会活動がほとんど機能不全に陥っています。

ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を図るため、企業のデジタルフォーメーション及びカーボンニュートラルに向けた投資を促進する措置が創設され、こうした投資等を行う企業に対する繰り越し欠損金の控除上限の特例が設けられました。

また、中小企業の経営資源の集約化による、事業再構築等を促す措置が創設されました。加えて家計の暮らしと民需を下支えするため、固定資産税の評価替えへの対応、住宅ローン控除の特例延長等が行われました。

新型コロナは、企業活動に深刻な影響を与え、資金力の乏しい中小企業は、事業継続の限界にきています。資金繰り支援、給付金措置、納税や社会保険の支払い猶予措置の制度が導入されているが、手続きのスピード化、簡素化を図る必要があります。状況によっては、適切かつ迅速な追加支援措置が必要と思料されます。

コロナウイルス終息には、長期間を要する状況で、感染の動向に応じ、経済対策を躊躇なく、実行することが求められます。

「経済成長なくして、財政再建なし」

基本的に、緊縮財政や増税に頼るのではなく、政府の積極的な財政出動や金融緩和等の景気対策によって、税収を伸ばすことが全国の法人会（中小企業）の原点であり何よりも必要であります。

また、超高齢化社会が急速に進展する中、今回の一連の財政支出負担も加わり、財政の健全化と持続可能な社会保障制度の構築が引き続き重要な課題であります。

### 第二 行財政改革の徹底

令和3年度予算編成は、歳入106.6兆円のうち、税収は57.4兆円 国債の新規発行額は43.6兆円であり、公債依存度は40.9%となり、令和3年度末の国及び地方の長期債務残高は、1,209兆円となる見込みであります。

令和 3 年度の経済財政運営に当たっては、国民の命と暮らしを守るため、感染拡大防止と社会経済の両立を図ると、閣議決定されています。

経済・財政一体改革を推進し、デフレ脱却と経済成長の道筋を確かなものとしつつ、歳出、歳入両面からの改革を推進します。

しかし、本年 1 月に内閣府が発表した「中長期の経済財政に関する試算」によれば「成長実現ケース」における 2025 年度の基礎的財政収支対 GDP 比は、 $\Delta 1.1\%$  ( $\Delta 7.3$  兆円) であり、基礎的財政収支が黒字化するのには 2029 年度となる見込みであります。

しかし、デフレ下でのコロナ禍においては、プライマリーバランス赤字となるのはむしろ必然であり、民間での信用収縮を補うためには政府が定量的な計算を前提に国債発行し、財政出動して市中貨幣供給しなければなりません。国債は日銀引き受けにより、実質的に貨幣発行と等価になり、政府にとっては、景気の安定装置の働きをする基本的な役割があります。タイミングよく、現在はマイナス金利なので「国債を発行すると、将来世代の負担が減る」状況になっています。また、失業率が上がり生活保護受給者が増えれば財政支出が増え、プライマリーバランス赤字に動き、景気回復すれば、税収が増え、逆にプライマリーバランス黒字に動きます。プライマリーバランスは結果的にそうなるのであり、表面的にそれ自体を目的化しても余り意味がありません。むしろ現在の状況で強制的にプライマリーバランス黒字化することは、逆効果であり、経済が悪化するだけでなく、産業の衰退を招くことになりかねません。よって、この現実を正面から受け止め、政府には、引き続き本気で経済・財政一体改革に取り組むよう求めます。

### 第三 中小企業支援策について

緊急経済対策において資金繰り支援・給付金や補助金措置、雇用調整助成金の特例措置が導入されています。これら制度の手続きの迅速化・簡素化を図り実効性を上げる必要があります。また、税制面では納税猶予・欠損金の繰り戻し還付適用対象の拡大、固定資産税の軽減措置や社会保険料の支払い猶予も必要、コロナウィルス感染終息が見えない中で、必要に応じ、これまでの支援策の特例期間の延長や追加支援策を迅速に実行していく必要があります。

### 第四 社会保障制度改革推進について

日本の社会保障制度（年金・医療・介護）は、税方式ではなく「保険方式」で運営されています。今後、少子高齢化の影響が考えられるが、日本の社会保障は保険料と公費を財源にするのが基本であり、保険は、誰が、いつ、いくら支払ったか記録にのこりますが、消費税等になると、それがわからなくなってしまうため、あくまで社会保障は保険方式を貫くべきであります。一方で少子高齢化が進み、国民の社会保険料負担を少しずつ増やしていかざるを得ないことになるかもしれませんが、今すぐに何とかしなければならぬという状況ではありません。日本が一定の経済成長を続ける

限り、社会保障制度は維持できることを明確にするバランスシートの公表が求められます。

持続可能な社会保障制度を構築するには、適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制することが必須であります。

社会保障のあり方では、「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点も重要です。医療控除の窓口負担や介護保険の利用者負担などについては、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要があると思えます。

## 第五 法人税制について

地域経済の担い手である中小企業は、依然厳しい経営環境におかれていることから改善すべき点が多くあります。

特に新型コロナウイルス拡大による深刻な影響と自然災害による被害も多発して、中小企業を取り巻く環境は一段と厳しさを増しています。

事業を継続していくための拡充が必要とされています。

### 1、法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例 15%を本則化すべきであります。また、昭和 56 年以来、800 万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、1,600 万円程度に引き上げる必要があります。

### 2、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置の延長

新型コロナウイルスの収束時期は不透明であることから、中小企業の厳しい経営実態等を見極めながら、適用期限の延長や制度を拡充が必要となります。

### 3、役員給与の損金算入の拡充

現行制度では、役員給与の損金算入の取扱いが限定されており、とくに報酬等の改定には厳しい制約が課せられています。役員給与は職務執行の対価であり、原則損金算入できるよう見直すべきであります。

## 第六 消費税制について

消費税率について単一税率の維持という従来からのスタンスに変更はありません。10%引き上げ時に導入された、軽減税率制度は、事業者の事務負担が大きく、税制の簡素化、税務執行コストおよび税込確保などの観点から多くの問題があります。

また、令和 5 年 10 月からの「適格請求書等保存方式」導入に向け、令和 3 年 10 月より「適格請求書発行事業者」の登録申請がはじまります。こうした中で新型コロナウイルスの拡大が小規模事業者等の事業継続に多大な影響を与えています。これら事業者が事務負担増等の理由により、廃業を選択することのないよう、現行の「区分記載請求書等保存方式」を当面維持するなど、弾力的な対応を求めます。

## 第七 事業承継税制について

わが国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化、雇用の確保などに大きく貢献しており、中小企業の事業承継税制は、日本経済にとって大きな影響を及ぼすものであります。

事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業継承税制の創設を求めます。相続税・贈与税の納税猶予制度の特例が4年目を迎え「特例継承計画」の提出期限が令和5年3月末と迫ってきたことから、適用状況等を踏まえながら、さらなる拡充・緩和および適用期限の延長を求めていきたいと思っております。

## 第八 地方税制について

### 1 固定資産税評価見直し

固定資産税は、賦課課税方式であり、納税者自らが申告するものではないことから、制度に対する不信感も一部見受けられます。地方自治体は、税の信頼性を高めるための努力が必要であります。

(1) 商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。

(2) 家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。

(3) 納税者の事務負担軽減の観点から「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産30万円までかくだいすること。

### 2 事業所税について

事業所税は、市町村合併の進行により、課税主体が拡大するケースが目立つ、固定資産税と二重課税的な性格を有することから、廃止すべきです。

## 第九 マイナンバー制度について

少子・高齢化が加速する中で、社会、経済構造を変革し、行政コストを引き下げる為に、より一層のデジタル化が必要であります。活用が低迷しているマイナンバーカードの取得を更に推進し、本制度のインフラを最大限活用していく必要があります。今般の新型コロナ対策でも給付金申請手続きの混乱などで明らかになっており、政府は制度の意義等の周知に努め、マイナンバーカードを活用する仕組みづくりに本腰を入れることが求められます。また、年金情報流出問題などを踏まえ、個人情報漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護など、制度の適切な運用が担保される措置を講じるとともに、コスト意識を徹底することが重要と考えられます。

# 【 個 別 事 項 】

## 第一 法人税関係

1 ソフトウェアは、無形減価償却資産として、5年償却となっているが、技術革新の加速化を考慮し期間を3年に短縮すること。

2 退職給与引当金は、将来確実に発生する債務であり損金算入を認めること。また、賞与引当金についても、各月に発生する未払い費用として、損金算入を認めること。

3 不況時における資金繰りに考慮し、法人税の延納制度を復活すること。

4 会社法上の決算事務を2カ月以内に完了することが困難の為、法人税の確定申告の提出期限を事業年度終了後、3カ月以内とすること。

## 第二 所得税関係

### 1 土地・建物等の損益通算

土地・建物等の譲渡により生じた譲渡損失の損益通算及び繰越控除を認めること。

### 2 不動産所得の負債利子の損益通算

土地等に係る負債利子については、不動産所得の計算上生じた損失がある場合に、他の所得との損益通算が認められないこととなっている。

これはバブル期の措置として設けられたものであり、大きく環境が変わっていることから損益通算を復活させること。

### 3 医療費控除

医療費控除については、昨今の実情を勘案し、最高限度額を300万円(現行200万円)に引き上げること。

## 第三 相続税・贈与税関係

### 1 親族外への事業承継に対する措置の充実

### 2 贈与税の控除額引上げ

(1) 昭和63年以来据え置かれている居住用不動産の配偶者控除額を2,000万円から3,000万円に引き上げること。

### 3 保険金・死亡退職金の非課税限度額引上げ

法定相続人1人500万円を1,000万円に引き上げること。

### 4 課税財産の見直し

(1) 相続開始後に発生する相続に伴う費用(遺言執行費用、税理士・弁護士報酬等)は、相続税の課税財産から控除すること。

以上

## 法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項

令和4年度税制改正では、成長と分配の好循環の実現に向けて、多様なステークホルダーに配慮した経営と積極的な賃上げを促す観点から賃上げに係る税制措置が抜本的に強化されるとともに、スタートアップと既存企業の協働によるオープンイノベーションを更に促進するための措置が講じられました。また、カーボンニュートラルの実現に向けた観点等を踏まえ、住宅ローン控除等が見直されました。加えて、景気回復に万全を期すため、土地に係る固定資産税等の負担調整措置について、激変緩和の観点から所要の措置が講じられました（令和4年度税制改正大綱より）。

法人会では、昨年9月に「令和4年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、相続税・贈与税の納税猶予制度の特例承継計画の提出期限延長、中小企業向け税制措置の適用期限延長等、法人会の提言事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。

### 〔法人課税〕

#### 1. 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

法人会提言	改正の概要
・ 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とする。なお、それが直ちに困難な場合は、令和4年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。	・ 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、対象資産から貸付け（主要な事業として行われるものを除く）の用に供した資産を除外した上で、その適用期限が2年延長されました。

#### 2. 交際費課税

法人会提言	改正の概要
・ 交際費課税の特例措置については、適用期限が令和4年3月末日までとなっていることから、その延長を求める。	・ 中小法人の交際費課税の特例措置（定額控除限度額800万円まで損金算入可）の適用期限が2年延長されました。また、交際費等のうち接待飲食費の50%までを損金算入できる特例措置（資本金の額等が100億円以下の大法人も適用可）についても、適用期限が2年延長されました（中小法人の交際費課税の特例措置との選択適用）。

## [事業承継税制]

### 1. 相続税、贈与税の納税猶予制度

法人会提言	改正の概要
・新型コロナの影響により事業承継の時期を延期せざるを得ないケースもあることから、特例承継計画の提出期限（令和5年3月末日）および特例措置の適用期限（令和9年12月末日）を延長すべきである。	・非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、特例承継計画の提出期限が1年延長（令和6年3月末日まで）されました。

## [地方税]

### 1. 固定資産税の抜本的見直し

法人会提言	改正の概要
・令和3年の全国の公示価格は、コロナの影響等により6年ぶりに下落した。こうした事態を受けて令和3年度税制改正においては、固定資産税の税額が増加する土地について前年度の課税標準額に据え置く措置が講じられた。令和4年度においてもコロナ禍の影響はまだ残るとみられており、令和3年度改正と同様の措置が必要である。さらに、都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。	・土地に係る固定資産税の負担調整措置について、令和4年度に限り、商業地等（負担水準が60%未満の土地に限る）に係る課税標準額の上昇幅を、評価額の2.5%（改正前：5%）とする措置が講じられます（都市計画税についても同様）。

## [その他]

### 1. 地方のあり方

法人会提言	改正の概要
・地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。	・地方拠点強化税制の適用期限が2年延長されるとともに、感染症の影響によるビジネス環境や企業動向の変化等を踏まえた適用要件の緩和等が行われました。

令和3年度税制改正では、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を図るため、企業のデジタルトランスフォーメーション及びカーボンニュートラルに向けた投資を促進する措置が創設されるとともに、こうした投資等を行う企業に対する繰越欠損金の控除上限の特例が設けられました。また、中小企業の経営資源の集約化による事業再構築等を促す措置が創設されました。

法人会では、昨年9月に「令和3年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、中小法人向け税制措置の適用期限延長、土地に係る固定資産税の課税標準額が据え置かれるなど法人会の提言事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。

## 【法人課税】

### 1. 法人税率の軽減措置

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。なお、本制度は令和3年3月末日が適用期限となっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は適用期限を延長する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の適用期限が2年延長されました。</li> </ul>

### 2. 中小企業投資促進税制

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和3年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業投資促進税制に商業・サービス業・農林水産業活性化税制を整理・統合したうえで、適用期限が2年延長されました。</li> </ul>

### 3. 中小企業の設備投資支援措置

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「中小企業経営強化税制」、および令和元年度税制改正で創設された「中小企業防災・減災投資促進税制（中小企業強靱化法）」は、令和3年3月末日が適用期限となっていることから、適用期限を延長する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業経営強化税制について、対象に経営資源集約化設備が追加されたうえで、2年延長されました。</li> <li>・ 中小企業防災・減災投資促進税制について、計画の認定期限が設けられるとともに、特別償却率の引き下げや対象資産の見直しが行われました。</li> </ul>

## [地方税]

### 1. 固定資産税の抜本的見直し

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"><li>令和2年の全国の公示価格は5年連続で上昇し、地方圏においても、全用途平均、商業地が平成4年以来28年ぶりに上昇に転じるなど、地価は全国的に上昇傾向が広がりはじめた。令和3年度は評価替えの年度となるが、今般の新型コロナは企業に多大な影響を与えていることから、負担増とならないよう配慮すべきである。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>令和3年度に限り、税額が増加する宅地等（負担水準が商業地等は60%未満、それ以外は100%未満の土地に限る）及び農地（負担水準が100%未満の土地に限る）については、令和2年度の課税標準額と同額となります。</li></ul>

## [その他]

### 1. 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置の延長等

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"><li>新型コロナウイルスの収束時期は不透明であることから、中小企業の厳しい経営実態等を見極めながら、適用期限の延長や制度を拡充すること。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の適用期限が令和4年3月31日まで延長されました。</li></ul>

### 2. 少子化対策

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"><li>少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けた者が一定の保育施設の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を減免する特例措置について、適用期限が2年延長されました。</li></ul>